

令和05年度 第1回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年06月02日 午後04時00分～午後05時00分

開催場所	尾久警察署 会議室	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、交通課長の同席について各委員から承認を得た。

[業務説明]

業務推進結果

- 1 交通課
 - (1) 令和5年4月末現在の交通人身事故発生状況
 - ア 人身事故の発生は28件で、前年比マイナス3件
 - イ 死亡事故の発生はなく、負傷者は31名で前年比マイナス3件
 - (2) 時間帯や曜日別の発生状況
警視庁ホームページの尾久署のページを参照して説明した。
- 2 生活安全課及び刑事組織犯罪対策課
 - (1) 令和5年4月末現在の犯罪発生状況
 - ア 特殊詐欺認知件数：8件
 - イ サポート詐欺とは
 - ・ サポート詐欺の手口に関する動画視聴
 - ・ 対処方法について
 - (2) 各種検挙事案
尾久署員によるオレオレ詐欺犯人及び侵入窃盗犯人の検挙

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
自転車の交通事故防止対策について
 - (1) 荒川区の交通事情
 - (2) 自転車の交通事故の特徴
 - (3) 自転車の交通ルール
 - ア 禁止行為
 - イ 自転車安全利用五則
 - ウ 自転車の交通ルールを周知するための施策
 - (4) 自転車走行空間整備で得られる効果
 - (5) ルール違反の自転車に対する取締り
 - (6) 広報啓発活動
 - ア 交通安全行動を促す啓発ステッカーの作成
 - イ 伊東四朗氏による交通安全メッセージ広報
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車の取締りについて
「自転車の交通違反には様々なものがあるので、それぞれしっかりと取り締まってほしい。」との意見に対して、信号無視、一時停止違反、傘差し運転等、多岐にわたる違反について、指導取締りを実施している旨を説明した。
 - (2) 電動キックボードについて
「キックボードのルール変更について周知してほしい。」との意見に対して、
ア 7月1日以降、電動キックボード等のうち一定の規準を満たすものは、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」と位置付けられる。
イ 特定小型原動機付自転車は、運転免許不要等の新ルールが適用になる。
旨を説明した。

[その他の意見要望等]

- 1 管内の自転車盗について、発生場所、時間、施錠の有無等を教えてほしい。
【回答】自宅（戸建て、マンション）前で盗難に遭うことが多く、日中夜間を問わず発生している旨を説明した。
- 2 サポート詐欺について教えてほしい。

【回答】以前から発生は見られたが、最近特に多い。
被害防止対策として「サポート詐欺対策封筒」を作成し、コンビニに配布しており、プリペイドカード購入者が使用し、被害が未然防止された例もある。今後も強力に対策を推進していく。

3 児童虐待に関する通報があった場合、どのように対応するのか教えてほしい。

【回答】事実確認、子供の身体の確認、親子双方からの聴取等の結果、虐待が認められる、又は、虐待が疑われる場合は、行政に対する通告等を行う。

4 強盗や特殊詐欺に闇バイトが関わっているようだが、尾久署での取扱い等について教えてほしい。

【回答】（次回会議にて説明することとした。）

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第4回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年03月15日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 尾久警察署 会議室

出席者 協議会委員 7名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち交通課長と警務課長代理（会計担当）の出席について各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 1 令和4年度第3回会議での協議会からの意見について
尾久署管内の交通人身事故発生状況について、曜日別や時間帯別の統計により説明した。
- 2 業務推進結果
 - (1) 交通課
令和4年中の交通人身事故派生状況について
人身事故発生状況は、87件で前年比マイナス11件、死亡事故の発生はなく前年比マイナス2件だった。負傷者は94名で前年比マイナス6名と減少したが、負傷者のうち重傷者は14名と前年より6名多かった旨を説明した。
 - (2) 警備課
警察署協議会委員による荒川下流域視察について
2月6日月曜日、東京湾岸署の警備艇に乗船し荒川下流域視察を実施した。尾久署は、隅田川と荒川の直近に位置し、河川が大雨により氾濫した場合は大規模な水害の恐れがあるため、岩淵水門や京成本線荒川橋梁を水上から視察し、河川の状況を把握した旨を説明した。
 - (3) 生活安全課
令和4年中の犯罪発生状況について
特殊詐欺の認知件数は18件となっている。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 取締管理計画及び速度取締指針について
 - ア 速度取締指針とは
 - イ 速度取締り重点路線（本部指定～明治通り、尾竹橋通り、尾久橋通り、小台通り、署指定～旭電化通り、裏電化通り）について
 - ウ ゾーン30について
 - (2) 会計厚生係の仕事について
 - ア 業務内容
 - イ 担当職員（警察行政職員について）
 - ウ 拾得物取扱い状況（尾久署の特徴～件数、内訳、現金、動物、返還率）
 - エ 係員の紹介（鑑識課上級似顔絵捜査員）
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) ゾーン30について
「自宅の近くにゾーン30の標識がある。説明で対策等は分かったが、抜け道等に使用している車両があるように感じる。」との意見に、今後も各種対策と取締り等で対応していく旨を説明した。
 - (2) 交通取締りについて
「大通りだけでなく裏通りなども交通取締りを行っているのか。」との質問に、本部指定、署指定以外の道路でも取締りを行っている旨を説明した。
 - (3) 拾得物について
「以前、拾得物を交番に届けた際、時間が無いのに足止めされ、いろいろ質問されたが、急いでいても必ずやらなければならない作業なのか。」との質問に、時間に余裕のある際は、拾得物の確認にご協力を頂いているが、時間のない時は、その旨を係員に伝えていただければ、省略できる場合もある旨を説明した。

[その他の意見要望等]

- 1 自転車の指導について
「子供を乗せた電動自転車のマナーが悪く、スピードを出して危ないので指導して

ほしい。」との要望に、保育園や幼稚園で交通安全講話の際に保護者にも指導しており、今後も継続して指導取締りを行う旨を説明した。

2 自転車のヘルメット着用について

「自転車のヘルメット着用が始まるが、警察官はどのようにするのか。また、ヘルメット着用を定着させるためにどのような対策や指導取締りを行うのか。」との質問に、ヘルメットの着用が努力義務になる4月に先立ち、警視庁は3月22日から全ての職員がヘルメットを着用する旨をヘルメット（警察官用・私服員、行政職員用）を示しながら説明した。（対策、指導取締りについては、次回の協議会で説明予定）

3 警備艇からの荒川下流域視察について

「陸からとは違う視点から、水害について考える事ができ、良い視察だった。」との意見に、今後も視点を変え、いろいろな試みをしていきたい旨を説明した。

その他

令和5年度第1回会議は、令和5年6月開催予定である。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第3回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年12月13日 午後02時00分～午後03時15分

開催場所 尾久警察署 会議室
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 令和4年度第1回会議での協議会からの意見要望の取組結果について
特殊詐欺対策について、警察署及び協力団体（母の会、防犯協会）での地域巡回型
特殊詐欺戸別訪問が予定通り10月20日に実施された旨を説明した。
- 2 業務推進結果
 - (1) 交通課
 - ア 令和4年1月から11月末までの交通人身事故発生状況について
人身事故発生状況は81件で前年比マイナス10件だった。交通死亡事故の発
生はなく前年比マイナス2件だった。また、高齢者、自転車の関与する事故が多
く発生したことからこのような事故を防止するため尾久交通安全協会をはじめ、
尾久地域交通安全活動推進委員、尾久高齢者交通指導員の皆様に日頃から交通事
故防止活動に御協力いただいているところ、今後も防止活動を継続していきたい
旨を説明した。
 - イ 尾久交通少年団について
交通少年団の概要及び尾久交通少年団の現状を説明し、2年ぶりに行われたバ
ス研修について説明した。
 - (2) 警備課
荒川区災害対策本部運用班訓練の実施について
10月14日、荒川区役所において、荒川三警察署、荒川区役所、尾久・荒川消
防署合同で実施された、災害対策本部立ち上げ、情報収集・役割分担、被害状況の
把握・要救助者の避難方法等の分析検討訓練の結果を説明した。
 - (3) 生活安全課
令和4年1月から11月末までの犯罪発生状況について
特殊詐欺の認知件数は15件となっている。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) デジボリスとは？
 - ア デジボリスの機能説明
 - イ 実際にスマートフォンを起動し操作
 - (2) 特殊詐欺に騙されないために
 - ア 特殊詐欺の実態
 - イ 特殊詐欺の特徴
 - ウ 犯行手口の進化
 - エ こうして騙される
 - オ 被害者の苦しみ
 - カ 特殊詐欺の被害に遭わないためには
 - キ 特殊詐欺犯人を職質検挙した事例の紹介
- 2 警察署協議会からの意見要望等
「自宅に電話がかかってきたり、友人にも電話がかかってきたとの話を聞いたりす
る。」旨の意見があり、1回の被害金額が大きいものの、犯人は犯罪意識が希薄であ
る。引き続き特殊詐欺に騙されないよう、署として対策をとっていく旨を説明した。

[その他の意見要望等]

- 1 交通人身事故について
 - (1) 委員から「自転車や高齢者の交通事故が多いと言うが、時間帯別、曜日別、警
察署別などでの事故件数などは分かるのか。」との質問があり、次回の協議会で
分かりやすく説明する旨を説明した。
 - (2) 委員から「以前、小台交差点は事故が多いと聞いたが、どのような対策をとっ
ているのか。」との質問があり、制服警察官の街頭配置や取締り等を行っており

交通事故の抑止につながっているため今後も継続していきたい旨を説明した。

- 委員から「尾久署には、よく署に生き物が届けられている。世話は誰がしているのか。また、警察の業務としてどんな仕事なのか。」との質問があり、「現在は、鳥や亀等がいる。以前は犬や猫などを取り扱ったこともある。これらは、拾得物として尾久署に届けられてきたもので、一定期間警察署で保護しており、警察官だけではなく遺失物や拾得物を担当している会計係において、警察行政職員が世話をしている。次回の協議会において会計係の業務について詳しく説明する。」旨を説明した。

その他

令和4年度第4回会議は、令和5年3月開催予定である。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第2回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年10月04日 午後02時00分～午後03時15分

開催場所 尾久警察署 会議室
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち交通課長、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 前回会議での協議会からの意見要望について
「特殊詐欺対策についてキャンペーンに集まるだけでなくキャンペーンに出てくることができない、いわゆる情報が行き渡らない方に対し、警察署及び協力団体での戸別訪問を実施したらいかがか。」との意見については、全国地域安全運動の期間中の10月20日(木)に母の会、防犯協会と合同で地域巡回型、特殊詐欺戸別訪問予定である旨を説明した。
- 2 業務推進結果
 - (1) 警務課
警察施設の受付時間の運用について
窓口業務の受付時間短縮の試行期間が終了し、本運用となった旨を説明した。
 - (2) 交通課
 - ア 令和4年1月から8月末までの交通人身事故発生状況について
人身事故発生件数は52件で前年比マイナス20件だった。交通死亡事故の発生はなく前年比マイナス2件、重傷事故は7件発生し前年比プラス2件だった。高齢者、自転車の関与する事故が多く、このような交通事故を防止するため、9月21日から9月30日までの間、秋の全国交通安全運動を実施した。
 - イ 「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」について
7月1日から7月7日までの間、飲酒に起因する交通事故を凶るため、新聞折り込み、地域交通安全活動推進委員とのキャンペーン、酒類提供店等に対する広報啓発活動等を実施した。
 - (3) 刑事組織犯罪対策課
特殊詐欺犯人の検挙について
今年4月に管内で発生した特殊詐欺事件について、所要の捜査を実施した結果、被疑者を逮捕した。
 - (4) 生活安全課
 - ア 令和4年1月から8月末までの犯罪発生状況について
特殊詐欺被害の認知件数は7件となっている。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について
犬の糞を雨水ますや空き地に投棄している者がいるとの相談から、捜査を行った結果、被疑者を検挙した。
 - ウ あらかわ遊園防犯交通キャンペーン
6月4日にあらかわ遊園において、警視庁防犯広報大使のサザエさん一家と、荒川区のマスコットあらかわ坊・あらかみいを招いての防犯交通キャンペーンを実施した。デジボリス普及のため署独自の尾久警察署サザエさん一家の名刺を作成して来園者に配布した。その他、防犯グッズを景品としたくじ引き大会や白バイの展示等で各種啓発活動を行った。
 - エ あらかわ遊園縁日対策
孫と共に縁日に訪れた高齢者を対象とした特殊詐欺対策広報用ブースを設置した。また、友達と訪れる子供を対象とした非行防止対策の声掛けを行った。
 - (5) 尾久署の取組について
尾久署の様々な取組を、警視庁ホームページの尾久署のページに活動レポートとして掲載している旨を紹介した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 取締管理計画及び速度取締指針について
 - ア P D C A サイクル
 - イ 交通事故発生場所と交通取締り実施場所
事故多発箇所～小台交差点
 - ウ 速度取締り重点路線

- 本部指定～明治通り、尾竹橋通り、尾久橋通り、小台通り
署指定～旭電化通り、裏電化通り
- (2) 尾久署管内の地域防災力向上に向けた各種活動について
- ア 警備課における業務内容説明
 - イ 災害警備訓練
 - ウ 各種講話、キャンペーン
 - エ 大規模洪水時の避難（広域避難、垂直避難）
 - オ 災害時の他機関、民間企業との連携
 - カ 都電車両内放映の防災広報啓発動画
 - キ 災害時に役立つ防災ポトル
- 以上について説明し、更なる取組について意見を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 取締管理計画及び速度取締指針について
- ア 「交差点で多発している事故はどのような事故が多いのか。」との質問があり「自転車の単独事故や車両と自転車の事故であり、現在も対策をとっているが、今後、更に警察力をシフトしていく。」旨を説明した。
 - イ 署指定の速度取締り重点路線である裏電化通りでは、速度を出している車両が多く危険なので今後も継続してほしい。
- (2) 尾久署管内の地域防災力向上に向けた各種活動について
- ア 「避難所開設訓練に警察も参加できないか。」との質問があり「参加させていたきたい。」旨を説明した。
 - イ 「特殊詐欺の注意喚起などは防災無線だと聞きづらいが、青パトは聞きやすいので災害などの時に警察車両でも同じようなことはできるのか。」との質問があり「警察車両にも車載マイクがあり、災害発生時には機動隊が派遣されることもあるので、その際は、事前広報することもできる。」旨を説明した。
 - ウ 下校の無線を子供の声で流しているところがあり、とても聞きやすく感心した。詐欺や防災無線も子供の声にしたら聞きやすいのではないか。

[その他の意見要望等]

委員から「デジポリスのアプリを入れたが、高校生がデジポリス講習後にアプリの痴漢撃退機能を使用して痴漢が捕まったと聞いた。管内には女子校もあるし、警察でのスマートフォンの講習会はあるのか。あるならその機会にデジポリスにはいろいろな機能があるので、痴漢撃退機能に限らず特殊詐欺などのことも知ることができ良いのではないか。保護者にも、アプリの一つとして入れていただければと思う。」旨の意見があった。

その他

令和4年度第3回会議は、令和4年12月開催予定である。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第1回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年06月23日 午後01時50分～午後03時00分

開催場所 尾久警察署 会議室
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち交通課長、地域課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 前回会議での協議会からの意見要望に対する取組結果について
「西尾久7丁目20番付近の信号機のない交差点において自転車が一時停止せず、尾久駅方向から来る自動車と衝突しそうになり危険である。」旨の意見については、警察官が自転車で走行する際は、地域住民への啓蒙という意味でも、原則として車道を走行している旨を説明した上で、「同交差点において、自動車への取締りに加え、自転車に対しても警告カードを積極的に活用し、悪質な違反者には取締りを実施している。さらに、交通課が同交差点の電柱に『自転車事故多発注意!!』と記載された黄色の目立つ巻き看板を設置したり、路面に『自転車とまれ』ステッカーを貼付するなど注意喚起を行った」旨を説明した。
- 2 業務推進結果
 - (1) 交通課
令和4年1月から5月末までの管内の交通人身事故発生状況について
人身事故発生件数は39件で前年比マイナス4件だった。交通死亡事故の発生はないが、重傷事故は3件発生し、前年比プラス2件だった。
高齢者、自転車の関与する事故が依然として多い状況である。
 - (2) 生活安全課
 - ア 令和4年1月から5月末までの各種犯罪発生状況について
管内の特殊詐欺被害認知件数は、令和4年6月22日現在5件であり、6月に入ってから、親族を騙り現金約300万円を直接手渡しさせた手口と郵便局職員を騙ってATMで現金を引き出した手口の2件が発生している。今後も引き続き対策を強化していく。
 - イ あらかわ遊園不審者対処訓練について
リニューアルオープン前のあらかわ遊園において、あらかわ遊園職員と合同で不審者対処訓練を実施した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 取締り活動ガイドラインについて
 - ア 取締り活動ガイドラインの現状（最重点路線、重点路線、最重点地域、重点地域）
 - イ 管内の駐車実態等及び東京女子医科大学東医療センターの管外移転に伴うガイドライン見直しの検討
 - (2) 地域課員の受傷事故防止対策について
 - ア 過去の殉職事案等
 - イ 装備資器材（実物の展示）
 - ウ 警察官の訓練（剣道、柔道、合気道、逮捕術等）
 - エ 交番襲撃訓練等、実践的な訓練の実施
 以上について説明し、更なる取組について意見等を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 取締り活動ガイドラインの見直しについて
管内の幹線道路とその周辺は、ほぼ網羅されていることが分かった。東京女子医科大学東医療センター跡地付近のガイドライン見直しを検討してもいいのではないかと。
 - (2) 地域課員の受傷事故防止対策について
地域住民には笑顔で接し、悪者には厳しく隙を見せない。交番勤務は本当に大変だと感じている。地域の人も交番に顔を出し地域を守っていくことやお互いに声を掛け合っていくことが大事だと思うので、交番勤務の方も住民に積極的に声を掛けてほしい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「あらかわ遊園地から明治通りに至るまでの車道に柵（ガードレール）が設置されている通学路で、柵の内側を自転車が行っているが違反ではないのか。」との質問があり、交通課長から、「自転車歩道通行可の標識がない歩道は、自転車は原則車道通行だが、13歳未満の子供と70歳以上の高齢者は標識がなくても歩道の通行が可能である。また、道路事情により歩道を行けることもあるが、違反している自転車には指導警告していきたい」旨を説明した。
- 2 委員から「特殊詐欺被害が減らない。先日も、町会の集まりに警察官が来て講話やチラシ配布をしてくれたが、町会役員が、警察官と共に集まりに出てこない方々のお宅を回れないか。」との要望があり、「ふれあいポリス等が町会の会合に伺ったり、生活安全課が区役所と対策等を実施しているが、まだ不十分な点があるので、機会を頂ければ、ご協力いただきたい」旨を説明した。
- 3 委員から「自転車のスピードやマナーについて、学校などで教えているのか」との質問があり、自転車教室をはじめ現在行っている各種対策や自転車のマナーについて説明した。
- 4 委員から「水害対策について、逃げ遅れた際の『クイック退避建物』についての取組やその他の対策に関して署が取り組んでいることを教えてほしい。」との質問があり、「災害に備えた様々な対策をとっているので、『クイック退避建物』を含む各種対策について、次回の協議会で説明する」旨を説明した。
- 5 委員から「尾久の原公園の付近に休憩中のタクシー等の車両が駐車しており、通行車両の妨害となっている。運転手が乗車している車両の取締りはできるのか。」との質問があり、「運転手が乗っていても駐車違反として取締ることは可能である。指導取締りを強化していきたい」旨を説明した。
- 6 委員から「地域課員が装着している装備資器材は軽量化されているのか。」との質問があった。

その他

令和4年度第2回会議は、令和4年9月開催を予定

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第4回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年03月15日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 尾久警察署 会議室
出席者 協議会委員 6名
署長ほか 2名

内容

会議に先立ち、生活安全課長の同席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 前回会議での協議会からの意見要望に対する取組結果について
「旧小台通りに自転車止まれのステッカーが路面に貼付されているが、効果的であるので、自転車死亡事故が発生した西尾久7丁目交差点にも貼ったらどうか。」との要望については、道路管理者である荒川区役所に貼付を依頼し、昨年12月末に交差点2箇所貼付した旨を報告した。
- 2 業務推進結果
 - (1) 交通課
 - ア 令和3年中交通人身事故の発生状況について
前年と比較して増加し、依然として高齢者、自転車、子供が関与する交通事故が多かった。
また、本年1月にも2件の高齢者、自転車が関与する重傷事故が発生した。
 - イ 春の全国交通安全運動の実施について
一日署長「タジマジック」さんを招いたイベントの開催
 - (2) 生活安全課
 - ア 令和3年中犯罪発生状況について
侵入盗、特殊詐欺、自転車盗の発生が増加した。
 - イ 自転車盗防止対策について
昨年発生した自転車盗の約7割が無施錠による被害であり、当署では、自転車が多く駐輪するスーパーや高齢者が多く集まるふれあい館などの施設において施錠を呼び掛ける対策を重点的に実施している。
キャンペーンでは、施錠設備の点検、更にはタイヤの空気圧やブレーキなどの簡易点検も行い、併せて交通安全についても呼び掛けを行なったところ「簡単な自転車点検もしてもらい助かった。僅かな時間でも鍵をかけます。」との声が聞かれ好評であった。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
特殊詐欺被害防止対策の取組について
 - (1) 特殊詐欺被害防止月間の推進について
・ 「ストップ!ATMでの携帯電話」
・ コロナワクチン接種会場における広報啓発活動
 - (2) 詐欺の種別と特徴について
「息子かたりのオレオレ詐欺」、「区役所かたりの還付金詐欺」等
 - (3) 被害防止対策について
・ 自動通話録音機の設置促進
高齢者の地理案内や遺失物拾得物の取扱いなど、様々な機会を捉え、被害防止の注意喚起、自動通話録音機の設置を促進している。本年に入り、23台を設置した。
・ 平成27年から現在までの当署管内での設置台数について
 - (4) 犯人からの通話音声
尾久署の警察官をかたった犯人からの音声の紹介
- 2 警察署協議会からの意見要望等
「引き続き、高齢者住宅への制服警察官による巡回連絡の際に、自動通話録音機の設置を申し付けてほしい。」との要望があり、地域警察官が高齢者宅を巡回連絡する際は、今後も積極的に自動通話録音機の設置を呼び掛けを行う旨を説明した。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「自転車対策に関連して、西尾久7丁目20番付近の信号機のない交差点において自転車が一時停止せず、尾久駅方向から来る自動車と衝突しそうになる危険

な場所がある。」との意見があり、「同交差点は、警察官が重点的に取締りを行っている場所であるので、自転車の一時不停止違反についても、指導取締りを行っていく。また、自転車利用者に対する注意喚起の看板表示や、自転車ストップステッカーの貼付についても検討していく。」と回答した。

2 委員から「1月に武道始式に参加し、コロナ禍の中、並々ならぬご苦労があったと推察する。何事にも真摯に取り組む署員は素晴らしいと感じた。」との意見があった。

3 委員から「交番の存在は地域の治安維持のためには大きな役割を果たしている。以前交番が襲撃されたニュースもあり、心配になることがある。交番の安全対策についてお話を伺いたい。」との質問があり、「現在警察では、交番施設の安全対策や、警察官が負傷しないための様々な対策をとっている。次回の会議で具体的な取組について説明させていただく。」旨を回答した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第3回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年12月15日 午後01時30分～午後03時00分

開催場所 尾久警察署 会議室
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち生活安全課長、地域課長の同席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望に対する取組結果について
 前回会議で「新型コロナで協議会の活動が制約されているが、署で行われる行事の見学など、委員が警察の活動を理解する機会を設けていきたい。」との要望があり、今回委員に対し12月7日に「変電所におけるテロ対処訓練の視察」、また令和4年1月に行われる「武道始式への出席要請」をそれぞれ行った。
 署長から「今後も当署の行事や活動を見ていただき、委員の皆様からの意見を警察活動に反映していきたい。」と説明した。
- 2 業務推進状況
 - (1) 警備課
 尾久変電所におけるテロ対処合同訓練の実施について
 重要インフラ施設における変電所、警察との官民合同訓練の実施
 - (2) 交通課
 ア 人身事故発生状況(11月末現在)
 イ 幼稚園児に対する交通安全教育の実施について
 本年7月に発生した幼児の死亡事故を受けたピクトグラムパフォーマンスによる交通安全教育の実施
 - (3) 刑事組織犯罪対策課
 管内スーパー内窃盗(置引き)事件被疑者検挙について
 犯人検挙の決め手となった「似顔絵」を作成した、当署職員の活躍及び似顔絵の効果的活用を紹介
 - (4) 生活安全課
 犯罪発生状況について(11月末現在)
 11月末現在、侵入盗、特殊詐欺、自転車盗の発生件数の増加に対応する広報啓発活動の強化推進

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 児童虐待に対する取組について
 ア 児童虐待の定義
 イ 当署における児童虐待事案発生状況(1月から11月末現在)
 当署管内では心理的虐待が多いのが特徴
 ウ 特異虐待事案事例
 児童相談所へ通告した事案の中でも特異な事例をもとに、現状について説明
 エ 児童虐待防止に向けた当署の取組
 保育園、学校、荒川区児童相談所、その他の関係機関(民生委員等)と連携した児童虐待防止の対応
 - (2) 年末年始における特別警戒の取組について
 ア 実施期間
 12月15日から1月3日までの間
 イ 具体的実施要領
 ・ 管内を5つのエリアに分け、金融機関、ATM、コンビニエンスストアの立ち寄り警戒の実施
 ・ 犯罪が多発する地域における、徒歩や赤色灯を点灯したパトカーによるパトロールの実施
 ・ 「見せる警戒活動」と職務質問による、各種犯罪の抑止及び検挙活動の徹底
 ウ 都電及び舎人ライナー列車警乗警戒の実施
 ・ 京王線内殺人未遂事件等を受け、列車警乗警戒の実施
 ・ 都電側との合同対処訓練実施結果について
 都電職員と事案発生時の乗客の避難誘導及び犯人制圧検挙等事案対応の手順を確認

- などについて説明し、当署の取組について意見を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) について
- ア 虐待は、警察署だけでなく関係機関との連携がとても重要であると感じた。虐待の発生件数が多いのは、地域住民の虐待に対する意識が高い現れでもあり、発生件数が多い、イコール「悪い地域」ということではない見方もあると思う。子供の泣き声など、110番通報するのも微妙かな、と迷うことがある。
- イ これらの委員からの意見に対し、生活安全課長からは、「相手方に直接言うことで、近隣トラブルになることもあるので、皆さんには躊躇せず110番をしてもらい、虐待の有無を警察官が確認していくことが重要。」と説明した。
- また、署長から「虐待は潜在化しやすい。子供の泣き声を聞いたり、親子けんかなどを見た場合は110番をするという意識を高く持ち、ぜひ地域の目で、虐待を顕在化させていただきたい。」と説明した。
- (2) について
- ア 委員から「京王線の事案を受けた訓練は、重要で、大変良い訓練だと思う。」との意見があり、署長から「刃物用の手袋、小楯、刺股などの資器材を活用した訓練を通じ、列車利用者の安全確保に努めます。」と回答した。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「テロ対処訓練では、爆弾処理用の特殊な車両や防護服、変電所職員の通報から、警察による爆弾処理までの過程、指揮命令の様子などについて間近で見学でき大変勉強になった。」との感想があった。
- 2 委員から「旧小台通りに自転車止まれ、という赤いステッカーが路面に貼ってあるのを見て、大変有効だと思った。ぜひ、自転車の死亡事故が発生した荒川区西尾久7丁目の交差点にも貼ったらどうか。」との要望があり、署長から「お話のあったステッカーを確認し、道路管理者と検討したい。」と回答した。

その他

令和03年度 第2回 尾久警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年09月22日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 尾久警察署 会議室

出席者 協議会委員 7名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、交通課長、警備課長の同席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望に対する取組結果について
 - (1) 前回会議で「横断歩道のないところを歩行者や自転車が渡り、危ない場所がある。」との意見があり、署長から横断歩道設置等について現場実査を行った対応結果について報告した。
 - (2) 指摘された場所は、当署と荒川署管内の署境であることから、荒川署、警視庁本部主管課（交通規制課、交通管制課）、荒川区役所とともに現場実査及び協議を行った。
その結果、横断歩道及び歩行者用信号機の必要性が認められ、設置について決定し来年7月に設置の見通しとなった。
- 2 業務推進状況
 - (1) 交通課
 - ア 交通人身事故発生状況（8月末現在）
 - イ 子供の交通死亡事故の発生と交通事故防止対策の推進について
 - (2) 生活安全課
 - ア 犯罪発生状況（8月末現在）
 - イ 特殊詐欺対策について
 - ウ 偽計業務妨害等被疑事件について
 - エ 児童ポルノ動画製造被疑事件について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 駐車取締ガイドラインの見直しについて
当署における最重点路線（管内主要路線である明治通り、尾久橋通り、都電通り、小台通り、尾竹橋通り）、重点路線（尾久の原防災通り他6路線）、重点地域（保育園、幼稚園、小中学校周辺等12地域）について説明を行い、新たな路線、区域の追加、見直しについて意見を求めた。
 - (2) 各種災害警備の取組について
 - ア 事業者との各種協定の締結
災害が発生した際、救助や避難活動に必要と思われる重機、燃料、施設、食糧などの提供について管内事業者と60以上の協定を締結し協力体制を構築している。
 - イ 災害警備訓練、防災講話の実施
 - ・ 管内荒川が決壊し、大規模水害が発生したことを想定した訓練の実施
 - ・ 管内企業や町会の集まりに赴き、本年8回の防災講話を実施し、避難要領、防災術の実演を行い、管内住民の防災力の向上に寄与
 - ・ 身近な防災術の実演
災害時にスポンを利用し、リュックとして活用できる防災術の実演
 - ウ 今後の取組について
新型コロナウイルス感染状況を勘案した管内地域住民参加型の各種訓練の実施
- 署長から以上について説明し、当署の取組について意見を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) について
 - ア 「尾久の原公園付近に駐車車両が散見されるが、ガイドラインに入っているのですか。」との質問があり、交通課長から「尾久の原公園は重点地域に指定されており、駐車監視員も活動を行っているが、更に活動を強化するよう指示します。」と回答した。
 - イ 委員から「明治通り田端新町1丁目交差点付近に駐車車両があり妨害となっている。取締りをしてもらいたい。」との要望があり、交通課長から「要望場所は、滝野川署管内となることから、滝野川署交通課に指導取締り強化を申し入れたい。」と回答した。
 - ウ 現在のガイドラインについては、特に見直しの必要はないとの意見であった。
 - (2) について
委員から「町会の集まり等で防災講話を実施していることについて、今回初めて知

りました。警察官に防災術の実演を行ってもらい、直接説明を聞くというのは、大変効果的な取組であると思うので継続していただきたい。私の町会でも実施していただきたい。また、特殊詐欺も増加しているとの説明があったので、特殊詐欺の講話も合わせて行えばより効果的だと思う。」との意見があり、署長からは「警察署に連絡をいただければ、それぞれの担当係員を派遣するので積極的に要請願いたい。」と回答した。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「特殊詐欺が増加し、尾久署で様々な対策が取られていることがわかった。委員としても特殊詐欺の防止に協力していきたい。」との意見があった。
- 2 委員から「コロナ禍で協議会の活動が制約されているが、今後、感染の状況が落ち着きましたら、尾久署の活動や柔道、剣道大会の見学など、委員が警察の活動を理解する機会を設けていただきたい。」との要望があり、署長から「今後は状況を勘案しながら警察署の行事や警視庁本部の見学などを企画して委員の皆様ぜひ見ていただきたいと思います。」と回答した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。